

2014年（平成26年）第5回農地部会議事録

- 1 告示年月日 2014年（平成26年）5月15日
- 2 通知年月日 2014年（平成26年）5月16日
- 3 開催年月日 2014年（平成26年）5月30日
- 4 開催場所 福山市東桜町3番5号

福山市役所 3階 大会議室

5 付議事項

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する意見決定について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について
議案第4号 非農地証明について
議案第5号 事業計画変更承認申請に対する承認について
議案第6号 農地等の現況に係る照会に対する回答について

6 出席委員

- | | | |
|-----------|-----------|-----------|
| 1番 掛谷 典人 | 2番 高橋 誠 | 3番 広江 文男 |
| 4番 稲垣 忠良 | 5番 谷邊 博人 | 6番 村上 三晴 |
| 8番 梶田 富美子 | 9番 平 勝義 | 10番 井上 博僖 |
| 11番 鶏内 淑臣 | 12番 門田 正義 | 14番 鶏内 和義 |
| 15番 小林 正勝 | 16番 谷本 耕造 | 17番 山崎 貫二 |
| 18番 松井 隆尚 | | |

以上16名

7 欠席委員

- 7番 岡崎 昌史 13番 淵上 信弘

8 その他の出席者

9 事務局出席職員

- | | | | |
|-------|-------|-------|-------|
| 事務局次長 | 羽原 知洋 | 松永出張所 | 藤原 真治 |
| 北部出張所 | 藤岡 領子 | 新市出張所 | 濱野 竜二 |
| 神辺出張所 | 三吉 保之 | 沼隈出張所 | 野宗 英司 |
| 神辺出張所 | 藤井 勝俊 | 事務局 | 杉原 信弘 |
| 事務局 | 平田 純雄 | | |

以上9名

10 議事内容

午前9時55分 開会

- 事務局次長 それでは、ただいまから2014年(平成26年)第5回農地部会を開会いたします。谷邊部会長、会議の進行につきまして、よろしくお願いいたします。
- 部会長 — 開会あいさつ —
- 議 長
(5番) ただいまから、2014年(平成26年)第5回農地部会を開会いたします。それでは、農業委員会部会会議規則第2条及び、農業委員会会議規則第3条の規定によりまして、議長を務めさせていただきます。
- はじめに、会議の成立を申し上げます。委員総数18名のうち、出席委員16名、欠席委員2名、在任委員の過半数が出席ですので、本日の会議は成立いたします。
- 続きまして、農業委員会会議規則第11条の規定により、議事録署名委員の指名を行います。議席番号9番平 勝義委員と議席番号18番松井隆尚委員をお願いします。
- 議事に入る前に、議案の追加・訂正・取下げ等があれば、事務局より説明してください。
- 事務局 それでは、第5回農地部会議案書追加事項について、「議案第6号農地の現況に係る照会に対する回答について」ですが内容については、記載のとおりです。続いて、議案書訂正・取下げ事項ですが、4ページ3番の備考欄農振を削除、9ページの4番を取下げ、28ページ1番登記地目欄畑宅地を畑に訂正。
- 以上です。
- 議 長 それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程いたしますので、ご審議をお願いします。
- 各地区協議会における審議内容の報告をお願いします。
- まず、東部地区の報告をお願いします。
- 3番
(広江) それでは、東部地区の審議内容の報告をいたします。5月23日(金曜日)午前11時より、全委員の出席により市役所8階農業委員室で行いました。審議した議案は、議案第1号4件、議案第2号2件、議案第3号

1 件です。

それでは、1 ページの議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請に対する処分決定について」報告します。

1 番は、譲受人と譲渡人との土地の交換で、2 3 ページの 1 7 番と関連があります。西深津町七丁目乙 1967-2 は譲受人が農地として利用し、西深津町七丁目 1957-2 は譲渡人が宅地の一部として利用するものです。

2 番は、譲受人と譲渡人との小作地の解放による所有権移転です。2 6 ページ 1 番で農地法第 1 8 条 6 項の規定による合意解約の通知が提出されております。

3 番と 4 番は関連案件です。借受人が新規就農のため貸渡人から期間を定めない使用貸借を設定するもので、クワイを栽培します。

いずれの案件とも、譲受人あるいは借受人は、農作業経験があり、必要な農機具も確保あるいは購入予定であり、許可妥当と判断しました。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

次に、西部地区の報告をお願いします。

6 番
(村上)

それでは、西部地区の審議内容について、報告します。

西部地区では、5 月 2 6 日の午後 0 時 4 5 分から関係者により、現地調査を行い、午後 4 時から 8 階の農業委員室で協議会を開催しました。

委員 8 名中 7 名の出席により、議案第 1 号 4 件、議案第 3 号 8 件、議案第 4 号 2 件の合計 1 4 件について審議いたしました。

それでは、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請に対する処分決定について」の 1 ページの 5 番から 2 ページの 8 番について報告します。

5 番は、熊野町の譲受人が、同町の譲渡人から、申請地を譲受け、水稻を栽培し、経営規模の拡大を図るものです。

6 番は、内海町の譲受人が、東京都西多摩郡檜原村の譲渡人から、申請地を譲受け、野菜を栽培し、経営規模の拡大を図るものです。

7 番は、沼隈町の譲受人が、同町の譲渡人から、申請地を譲受け、水稻を栽培し、経営規模の拡大を図るものです。

8 番は、沼隈町の譲受人が、同町の譲渡人から、申請地を譲受け、果樹を栽培し、経営規模の拡大を図るものです。

いずれの案件とも、譲受人は、農作業経験があり、必要な農機具も確保あるいは購入予定であり、許可妥当と判断しました。

以上です。

議 長

ありがとうございました。
次に、松永地区の報告をお願いします。

10 番
(井上)

それでは、松永地区の審議内容について報告します。
松永地区では、5月26日、午前9時15分から関係者により現地調査を行い、午前10時30分から松永支所2階21会議室で協議会を開催しました。委員5名全員の出席により、1号議案1件、3号議案5件、4号議案1件、合計7件について審議いたしました。
それでは、1ページの議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」2ページの9番について報告します。
本郷町の譲受人が遠方で十分な管理ができなくなった譲渡人から贈与を受け、経営規模の拡大を図るものです。申請地には、水稻の作付けを予定です。農機具等は所有されています。
以上です。

議 長

ありがとうございました。
次に、北部地区の報告をお願いします。

15 番
(小林)

それでは、北部地区の審議内容について、報告します。
北部地区では、5月26日の午後1時から関係者により、現地調査を行い、午後3時30分から北部支所3階の302会議室で協議会を開催しました。委員10名、全員出席により、1号議案6件、2号議案2件、3号議案4件、4号議案3件の合計15件について審議いたしました。
それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の2ページの10番から3ページの15番の案件について報告をします。
10番は、高齢で耕作困難となった渡人から、農業後継者である受人が、渡人の持分2分の1の贈与を受け経営規模の拡大を図るものです。
11番と12番は、関連案件です。
11番では、耕作困難となった渡人から、受人が申請地を売買により取得し、12番では、使用貸借権の設定を行い、受人が農業経営の規模の拡大を図るものです。
13番は、農業の継続が困難となった渡人から、受人が申請地を売買により取得し、野菜等の植付けし新規就農を行うものです。
14番は、受人の所有する農地が、広島県が施工する公共事業用地として買収されることとなったため、その代替地として申請地を取得するものです。

15番は、受人が、高齢のため耕作困難となった渡人から、申請地を売買により取得し、経営規模の拡大を図るものです。

いずれの案件とも、譲受人あるいは借受人は、農作業経験があり、必要な農機具も確保あるいは購入予定であり、許可妥当と判断しました。

以上です。

議長

ありがとうございました。

次に、神辺地区の報告をお願いします。

17番
(山崎)

それでは神辺地区の審議内容について報告します。神辺地区では、5月26日午前8時50分から関係者により、現地調査を行い、午前10時30分から、神辺支所会議棟福利厚生室で協議会を開催いたしました。

委員6名中5名の出席により、議案第1号2件、議案第3号4件、議案第5号1件、追加議案第6号1件の合計8件について、審議いたしました。それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の3ページの16番と17番について報告をします。

16番ですが、譲受人が自宅から南10m程の所にある申請地、田1筆を譲り受け、農業の効率化を図り、水稻を作付し、経営規模を拡大するものです。

次に、17番です。譲受人が自宅から南50m程の所にある申請地、田2筆を譲り受け、農業の効率化を図り、水稻を作付し、経営規模を拡大するものです。

以上の2件は、いずれも農作業経験もあり、必要な農機具等も確保されており、問題はないものと思われます。

以上です。

議長

ありがとうございました。

事務局より補足説明等があればお願いします。

事務局

ただ今の議案第1号の17件は、別紙農地法第3条調査書のとおり、借り入れ後又は取得後の全ての農地を利用すること、機械労働力・技術・通作距離などからみても問題ないこと、農業委員会が定める別段の面積も超えていることから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件を全て満たしています。

議 長

これより質疑に入ります。
発言のある方は挙手をお願いします。

委 員

(質疑なし)

議 長

質問等もないようですので、採決をいたします。
議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

委 員

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第1号は原案のとおり決定いたします。

議 長

次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について」を上程いたしますので、ご審議をお願いします。
各地区協議会における審議内容の報告をお願いします。
まず、東部地区の報告をお願いします。

3 番
(広江)

それでは、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について」4ページ1番と2番について報告します。

1番は、所有者が露天駐車場に転用し、「たんぼぼ保育園」の職員駐車場として貸し付けるものです。

2番は、所有者が露天駐車場に転用し、「千田の里デイサービス」へ貸し付けるものです。

現地調査をしましたが、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断しました。

以上です。

議 長

ありがとうございました。
次に北部地区の報告をお願いします。

15 番
(小林)

それでは、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について」の4ページ3番と4番について報告します。

3番と4番は、太陽光発電パネルの設置をするものです。

現地調査をしましたが、日照・排水等近隣の農地への影響はないと思われ
ます。 以上で、北部地区の報告を終わります。

議 長

ありがとうございました。

事務局より補足説明等があればお願いします。

事務局

議案第2号の4件につきましては、農用地区域内農地、甲種農地、第1種農地、第3種農地に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地と認められるため、その他の農地である第2種農地として判断されます。

全ての案件は、別紙、農地転用許可申請に係る調査書のとおり、農地転用許可基準の要件を満たしており、申請は、適正かつ適法であり、事業規模からみて適切な面積で、周辺の営農状況に支障を生じるおそれもないと認められます。

議 長

これより質疑に入ります。

発言のある方は挙手をお願いします。

委 員

(質疑なし)

議 長

質問等もないようですので、採決いたします。

議案第2号について、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

また、許可相当として広島県常任議員会議へ諮問してよろしいでしょうか、併せて伺います。賛成の方は挙手をお願いします。

委 員

(全員挙手)

議 長

全員挙手ですので、議案第2号は原案のとおり決定いたします。また、許可相当として広島県常任議員会議へ諮問いたします。

議 長

次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について」を上程します。

各地区協議会における審議内容を報告してください。

東部地区の報告をお願いします。

3 番
(広江)

それでは、5 ページの議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見決定について」報告をします。

1 番は、譲受人が夫である譲渡人から農地を譲り受け、売電用の太陽光発電パネルを設置するものです。

なお、申請地は既に工事に取り掛かっていましたので、顛末書の提出を受けています。

議 長

ありがとうございました。

次に、西部地区の報告をお願いします。

6 番
(村上)

それでは、議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見決定について」の 5 ページの 2 番から 6 ページの 9 番について報告します。

2 番は、借受人である広島市の法人が、平成 27 年 5 月末までの賃借権を設定して申請地を借受け、送電用の鉄塔建替え工事用の敷地として一時転用するものです。場所は、郷分排水機場の北西、約 700 メートルの山陽自動車道郷分トンネルの下り線の出口のところ です。

3 番から 5 番は関連案件で、借受人である広島市の法人が、平成 27 年 5 月末までの賃借権を設定して申請地をそれぞれ借受け、送電用の鉄塔建替え工事用の敷地として一時転用するものです。

場所は、郷分藤井碎石の碎石場の東、約 100 メートルのところ です。

6 番は、瀬戸町の借受人が、父親が所有する申請地に使用貸借権を設定して借受け、売電用の太陽光発電パネルを設置するものです。場所は、瀬戸小学校の西、約 250 メートルのところ です。

7 番は、水呑町の譲受人が、東京都町田市の譲渡人から申請地を譲受け、貸露天資材置場及び貸露天駐車場として利用するものです。場所は、創価学会福山文化会館の南、約 300 メートルのところ です。

8 番は、田尻町の借受人が、父親が所有する申請地に使用貸借権を設定して借受け、分家住宅を建築するものです。

場所は、高島小学校の北西、約 450 メートルのところ です。

9 番は、沼隈町の譲受人が、同町の譲渡人から申請地を譲受け、露天駐車場として利用するものです。

場所は、沼隈体育館の北、約 700 メートルの主要地方道鞆松永線の東側のところ です。

なお、2 番から 5 番の案件は、農振農用地区域内ですが、一時転用のため、農振除外は不要となっております。

現地調査をしましたが、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断しました。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

次に、松永地区の報告をお願いします。

10 番
(井上)

それでは、5ページの議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について」報告をします。

6ページの10番から14番まで関連案件ですので一括して報告をします。花園町の譲受人である法人が申請地5筆を譲受け、事務所及び農機センター・農産物直売所を建築するものです。現地調査をしましたが、日照・排水など周辺農地への営農条件に支障を生じる恐れはありません。

なお、申請地は、農振除外の途中でです。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

次に、北部地区の報告をお願いします。

15 番
(小林)

それでは、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について」の7ページの15番から18番について報告します。

15番から17番は、関連案件です。

15番は、受人が、申請地を無償で譲り受け住宅の拡張を図るものです。

16番は、受人が、申請地を売買により取得し住宅への進入路とするものです。

17番は、受人が、申請地を売買により取得し宅地の拡張を図るものです。

18番は、会社を経営する受人が、申請地を売買により取得し露天駐車場とするものです。

以上で、北部地区の報告を終わります。

議 長

ありがとうございました。

次に、神辺地区の報告をお願いします。

17 番
(山崎)

それでは、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について」の8ページの19番から22番について報告します。

8 ページ 19 番ですが、11 ページ 1 番の事業計画変更承認申請と関連案件です。譲受人である法人は、業務の拡大に伴い、露天資材置場が必要となったため申請地、田 1 筆を取得し、転用するものです。

次に 20 番です。譲受人である法人は、周辺で需要のある建売住宅 8 棟を建築するため申請地、田 1 筆を取得し、転用するものです。

なお、申請地は現在、農業振興地域農用地区域ですが、農業振興整備計画の見直しにより、6 月末に農用地から除外される予定です。

次に 21 番です。譲受人は法人の役員です。法人の露天資材置場や露天駐車場が手狭になっているため申請地、田 2 筆を取得、転用し、法人へ賃貸するものです。

なお、申請地は現在、農業振興地域農用地区域ですが、農業振興整備計画の見直しにより、6 月末に農用地から除外される予定です。

次に 22 番です。譲受人である法人は、周辺近隣で不足している露天資材置場を確保するため申請地、田 2 筆を取得し、転用するものです。

なお、申請地の道上字一ノ丁 51-3 には平成 3 年 10 月 29 日に農業用倉庫の届出がされていますが、道上字一ノ丁 51-1 とともに、コンテナ置場や露天駐車場に使用されているため、顛末書の提出を受けています。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

事務局より補足説明等があればお願いします。

事務局

議案第 3 号の 1 番は、鉄道の駅の周囲おおむね 500 メートル以内の区域であり、第 2 種農地として判断されます。10 番から 14 番は、金江地区として昭和 43 年から昭和 57 年にかけて、農業構造改善事業により整備された第 1 種農地です。

農地法施行規則第 33 条第 4 号「住宅その他申請にかかる土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」として、第 1 種農地の不許可の例外に該当します。

22 番は、市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で水管、下水道管又はガス管のうち 2 種類以上が埋設されている道路の沿道の区域であって容易にこれらの施設の便益を享受することができ、おおむね 500 メートル以内に 2 以上の教育施設、医療施設又はその他の公共施設等が存在

するため第3種農地として判断されます。

その他の案件につきましては、農用地区域内農地、甲種農地、第1種農地、第3種農地に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地と認められるため、その他の農地である第2種農地として判断されます。

全ての案件は、別紙、農地転用許可申請に係る調査書のとおり、農地転用許可基準の要件を満たしており、申請は、適正かつ適法であり、事業規模からみて適切な面積で、周辺の営農状況に支障を生じるおそれもないと認められます。

議 長 これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。

6 番 6 ページ 10 から 7 ページ 12 番の関連案件について質問します。事務所
(村上) 所、農機センター、直売所についての工事期間を教えてください。

事務局 許可申請書の工事計画では、着工が許可有り次第、完成は許可後 12 ヶ
月となっております。
以上です。

議 長 村上委員、よろしいでしょうか。

6 番 よろしいです。

(村上)

議 長 他に質問はありませんか。

委 員 (質疑なし)

議 長 質問等もないようですので、採決をいたします。

議案第3号について、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。また、許可相当として広島県常任議員会議へ諮問してよろしいでしょうか、併せて伺います。賛成の方は挙手をお願いします。

委 員 (全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第3号は原案のとおり決定し、許可相当として

広島県常任議員会議へ諮問いたします。

議 長

次に、議案第4号「非農地証明について」を上程いたしますので、ご審議をお願いいたします。

各地区協議会における審議内容の報告をお願いします。

まず西部地区の報告をお願いします。

6 番
(村上)

それでは、議案第4号「非農地証明について」の9ページの1番と2番について報告します。

1番は、平成5年頃から神社の境内地として利用し、現在に至っております。場所は、赤坂バイパス早戸ランプの南、約150メートルのところです。

2番は、千葉県八街市の申請人が、明治35年頃から墓地として利用し、現在に至っております。場所は、特別養護老人ホームむつみ苑の南、約150メートルのところです。

現地調査をしましたが、いずれの申請地も農地性がなく、証明妥当と判断しました。

以上で西部地区の報告を終わります。

議 長

ありがとうございました。

次に松永地区の報告をお願いします。

10 番
(井上)

それでは、議案第4号「非農地証明について」の9ページの3番を報告します。

平成15年4月頃から耕作放棄していたところ、もうそう竹・雑木が繁茂し山林となっております。農地への復元は困難であり、農地性は無いと判断しました。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

次に北部地区の報告をお願いします。

15 番
(小林)

それでは、議案第4号「非農地証明について」の9ページ5番から10ページの7番について報告します。

5番は、昭和60年ころから耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し、原野となり現在に至っております。

6番は、平成2年ころから露天駐車場として利用し現在に至っていま

す。

7番は、昭和52年ころから耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し、原野になり現在に至っております。

現地調査をしましたが、申請どおり、農地性がないと判断しました。

以上で、北部地区の報告を終わります。

議 長

ありがとうございました。

これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。

委 員

(質疑なし)

議 長

質問等もないようですので、採決いたします。

議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

委 員

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第4号は原案のとおり決定いたします。

議 長

次に、議案第5号「事業計画変更承認申請に対する承認について」を上程します。

神辺地区協議会における審議内容の報告をお願いします。

17番
(山崎)

議案第5号「事業計画変更承認申請に対する承認について」11ページ1番について報告します。

申請地は、平成26年3月18日に農地法第5条の許可を受けていますが、現在まで事業は実施されていません。

このたび、申請人が、業務の拡大に伴い、なるべく広い露天資材置場が必要となったため、申請地、田1筆516㎡から北側隣接地田1筆777㎡を含めた所要面積1293㎡への計画に変更しようとするものです。

以上です。

議 長

ありがとうございました。事務局より補足説明等があればお願いします。

事務局

申請地は、露天資材置場へ転用するものとして、2014年（平成26年）3月18日付けで農地法第5条許可を受けましたが、事業が実施されていませんでした。

このたび、申請人から、当初の計画を変更し、隣接の農地と併せて資材置き場へ転用するため、事業規模の変更に係る事業計画変更承認申請書が提出されたものです。

議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。

委員

（質疑なし）

議長

質問等もないようですので、採決いたします。議案第5号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

委員

（全員挙手）

議長

全員賛成ですので、議案第5号は原案のとおり決定いたします。

議長

次に、追加議案第6号「農地等の現況に係る照会に対する回答について」を上程します。

神辺地区から報告をお願いします。

17番
（山崎）

それでは、別紙 追加議案第6号「農地等の現況に係る照会に対する回答について」を報告します。

平成26年5月16日付けで福山市納税課から国税徴収法による売却のため、現況照会があったものです。

現地調査したところ、1/3程度がアスファルト舗装されており、2/3程度は全体にわたり高く積み上げられた残土等の置場となっており、農地性はないものと認められるため非農地と判断しました。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

委 員

これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議 長

質問等もないようですので、それでは採決いたします。追加議案第6号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

委 員

— 全員挙手 —

議 長

全員賛成ですので、追加議案第6号は原案のとおり決定いたします。続きまして、専決処分あるいは届出等の報告を事務局からお願いします。

事務局

報告事項について、ご説明いたします。

まず、12ページから18ページの「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」です。相続等により農地の権利を取得した場合は、農業委員会へ届出なければならないとされています。この規定により処理した案件は19件です。

次に、19ページ、20ページの「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」及び、21ページから24ページの「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について」ですが、この規定により処理した案件は、4条が13件、5条が28件です。内容については、記載のとおりです。

届出書は、添付書類も含め完備しておりましたので、農業委員会処務規則第6条の2第1項の規定により、事務局長専決で、受理いたしました。

次に、25ページの「農地法施行規則第32条第1項第16号の規定による協議書の受理について」です。

認定電気通信事業者が行なう、通信のための電線及び中継施設等の設置については、農地の転用の制限の例外となります。この規定により処理した案件は2件です。

次に、26ページ、27ページの「農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について」です。賃貸借を解約した場合は、農業委員会へ通知しなければならないとされております。今月は、10件の通知がありました。

次に、28ページの「農地等の現況に係る照会に対する調査結果について」です。広島地方裁判所福山支部から照会があったもので、公売物件の登記地目が「農地」であることから、農業委員会が現地調査を行い、現況を報告するものです。

現況が「農地」であれば、競売へ参加するためには、入札参加資格として農業委員会が発行する「買受適格証明書」が必要となります。

この報告は、照会の日から2週間以内に行い、その間に農地部会が開催されない場合は、事務局長による専決処分で報告することになっています。

現地調査の結果、農地性が認められなかったため、非農地として報告しました。

次に、29ページの「買受適格証明申請について」です。競売及び公売に入札参加できることの証明申請です。

申請地は、市街化区域内であり、取得後の利用が住宅への転用であることから事務局長の専決により処理しています。

以上で報告事項の説明を終わります。

ただいまの報告について、発言のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

よろしいですか。特に発言がないようですので、報告事項について終わります。以上で、本日の議案の審議ならびに専決処分・届出等の報告について、すべて終了いたしました。

これをもちまして、2014年(平成26年)第5回農地部会を閉会いたします。

なお、来月の農地部会は、6月30日 月曜日の予定です。

皆様お疲れ様でした。

議 長
委 員
議 長

午前10時34分閉会